
特集：アメリカの社会保障

趣 旨

B.H. オバマ大統領が就任してから1年余、社会保障の面で大きな進展が見られた。本年3月に、オバマ民主党政権が国内政策における最大の課題と位置づけてきた「医療保険改革」の法案が、上院に続いて下院でも可決され、大統領の署名を得てようやく成立したのである。これによって4700万人といわれる「無保険者」のうち、3200万人が恩恵を受けることになり、何らかの医療保険にカバーされることになった。

今回の医療改革は、公的健康保険を設けて、そこに全国民を収容する「強制加入」タイプを採用したものではない。一定の基準や条件をクリアする各種の民間医療制度のいずれかを選択して、そこに加入することを義務づけるものであって、一般的には「加入強制」と呼ばれるタイプを指向したものである。

一般国民を対象とした公的な健康保険がないことで、アメリカは先進国の中でもユニークな存在であった。何故、これまで公的健康保険がなかったのか。その答えのひとつは、J.K. ガルブレイスが述べるように、アメリカが「産業国家」として成立した事実の中にあると思われる。アメリカ社会でもっとも普遍的価値を持つのは「生産」であり、それに寄与する「仕事 (job)」である。これが社会保障においても「労働」と連動する「市場内部型」の社会保障を生み出しているのである。

例えば、業務上の災害を補償する「労災保険」は、いち早く1910年代にアメリカ全州で成立している。しかし健康保険については、1935年の社会保障法を立案する過程でも法案に含めるべきか否かが検討されたが、結局、健康保険は「業務外疾病」を対象とすることから、法案化が見送られたのである。その後、H.S. トルーマンやW.J. クリントン等の大統領の下で、国民皆保険構想の実現が図られたが、「産業原因ではないリスク」に対する産業界の抵抗は強く、皆保険運動はその度に挫折を繰り返してきたのである。

その意味で、今回の医療改革は「強制加入」の国民健康保険を制度化したものではないが、アメリカ社会の成り立ちを考えるならば、画期的な成果として高く評価してよいと思われる。

それに、ドイツのビスマルク疾病保険も、実は「強制加入」ではなくて「加入強制」タイプであったことを想起してよいと思われる。ドイツでは現在も加入者が疾病金庫を選択して加入する「加入強制」方式を採用しているのである。

問題は、アメリカにおける今後であるが、今回の医療改革は公的年金と企業年金の関係のあり方にも大きな影響を与えるのではないかと見られる。アメリカの公的年金 (OASDI) では、加入に稼得要件が課されており、労働市場での参加実績に基づいて年金が給付される仕組みとなっているが、所得層でいえば、下に厚く、上に薄い再分配構造を採用してきた。高所得階層の所得代替率はおよそ21%である。そのため、アメリカの企業年金は「補足型」となり、ホワイトカラー層を中心とする高所得階層が一定の老後所得を確保できるように公的年金との併給調整 (integration) を可能としている。

それに対してイギリスの企業年金は「代替型」であって、一定の条件を満足すれば、公的年金の適用が免除されることになっている。これを「contract out (適用除外)」というが、要は選択できる「加入強制」のタイプなのである。今回の医療改革の流れは、年金に飛び火して、公的年金の「privatization (民営化)」

議論を再び刺激して「適用除外」に突き進む可能性もあると見られる。

筆者が共編者として参加した『先進諸国の社会保障 7 アメリカ』が発刊されてからちょうど10年経つわけであるが、この間に日本もアメリカも財政赤字が膨らみ、大きな政府への反省と見直しが進められてきている。自由選択と市場競争の原理をうまく社会保障に適用するアメリカのケースについてレビューするのは、誠に時宜を得た企画であり、本特集がその期待に十分応えてくれるものと確信している。

(藤田伍一 東京福祉大学教授)